

開催記録

名 称	令和7年度第2回会津美里町地域公共交通会議
開催日時	令和7年10月8日（水） 午前10時00分から午前11時00分まで
開催場所	会津美里町役場本庁舎（じげんプラザ） 大会議室
出席者	別添委員名簿のとおり 出席：9名（うち代理出席1名）、欠席：6名、オブザーバー参加：1名 事務局：政策財政課長 渡部雄二、政策財政課長補佐 栗城嘉則 政策企画係長 鈴木幸信、政策企画係主査 井島慶太郎 株式会社ケー・シー・エス 伊藤良 計15名
議 題	○報告事項 ・令和7年度第1回会津美里町運賃協議会の結果について ○協議事項 ・会津美里町地域交通公共交通計画策定に係る事業者との協議結果及び事業実施の方向性について
資料の名称	○令和7年度第1回会津美里町運賃協議会の結果について ○第1回会津美里町運賃協議会次第 ○会津美里町運賃協議会委員・事務局名簿 ○路線バス（協議路線）の運賃改定（案）について ○運賃表 ○一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃の運用見直し（参考資料） ○計画事業の具体化に向けた検討について（キックオフ資料） ○会津美里町地域公共交通計画（素案）
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
内容	
<p>会議開始前、委嘱状の交付が行われた。</p> <p>1 開会（省略）</p> <p>2 あいさつ（省略）</p> <p>3 議事</p> <p>（1）報告事項</p> <p>①報告第1号 令和7年度第1回会津美里町運賃協議会の結果について （事務局）</p> <p>会津乗合自動車株式会社より協議運賃制度による路線バスの運賃改定の申し出を受け、道路</p>	

運送法第9条第4項の規定に基づき実施した協議結果について、会津美里町地域公共交通会議設置要綱第10条第5項の規定に基づき本会議へ協議結果を報告する。

先に結論から申し上げますと、【資料1】の2協議結果のとおり全委員承認となった。

この運賃改定は、令和7年10月1日より適用となっている。

ここからは、運賃協議会及び運賃改定の概要について説明する。

はじめに運賃協議会とは、法改正によりこれまで地域公共交通会議において協議してきた運賃（協議運賃）について、独占禁止法上のカルテルに当たるとの疑義が生じることを防止する観点から、運賃等を改定しようとする一般乗合旅客自動車運送事業者のみが参加する地域公共交通会議とは別の会議にて協議することとされたため設置されたものである。

また、住民や利用者及びその他利害関係者の意見を反映させるための措置として、公聴会又はこれに類似する方法で、広く意見を求める措置も必要となった。

本協議事項については、町ホームページにて、令和7年8月8日（金）～18日（月）まで意見を募集した。結果的に提出された意見はなしとなった。

次に会津乗合自動車株式会社の運賃改定についてだが、その理由として、平成19年からの据置運賃を、近年の燃料価格や物価高騰、さらには少子高齢化による人口減少による人手不足対応への処遇改善による運行経費の増大という社会的経済的状況が背景にある。こうした状況の中でも、安心・安全な輸送サービスを維持するために運賃改定を協議するに至った。

具体的な運賃改定の内容は、初乗運賃が現行運賃より20円増しとなる。詳細は別紙運賃表を参照いただきたい。

これらの運賃改定（案）について運賃協議会での書面協議及び町民等への意見募集等を踏まえ、当該協議事項については承認となった。

以上事務局からの説明とする。

※当該事業者である会津乗合自動車株式会社所属の委員より補足説明

（会津乗合自動車株式会社）

運賃改定の経緯等については、事務局説明にあったとおり。

物価高騰が続くなかで何とか現行運賃を維持してきたものの、安全輸送の観点において今後もそれを継続していくことは難しいと判断し、本社としては、消費税率引き上げを除くと平成19年10月以来の運賃改定に至った。

今後も利用者含め関係者の方々にご理解ご協力をいただきながら引き続き安全輸送に努めてまいります。

（委員）

運賃表の記載について、幼児の額についての記載の中に幼児と記載すべき箇所が用事となっているため誤字修正願いたい。

（事務局）

ご指摘のとおり当該箇所を修正する。

## (2) 協議事項

### ② 協議事項第1号会津美里町地域公共交通計画策定に係る事業者との協議結果及び事業実施の方向性について

(事務局)

本町では、昨年度から地域公共交通計画の策定作業を行っているところである。本日の会議資料の資料3は、地域公共交通計画の素案であり昨年度に整理した概ねの施策を記載している。今年度は、より具体的施策や目標値の設定を行う。ここからの説明は本計画策定業務を委託している株式会社ケー・シー・エスよりこれまでの進捗及び今後の策定スケジュールについて説明いただく。

(以下は株式会社ケー・シー・エスより説明)

昨年度に地域の現状整理及び調査を実施し、会津美里町の公共交通課題や方針の検討、さらには課題解決に向け取り組むべき施策の整理を行った。

今年度は、公共交通計画の施策の具体性を高める作業がメインとなる。

資料2をご覧ください。

その内容としては、振興公社はじめ関係事業者へ施策の内容に関しアリング等により協議し、それらを反映し実現性が高い計画策定を目指すことである。

特に4つの重点施策のうち町内路線「美里あいあいタクシー」の事業性向上及び広域路線と町内路線間の移動促進については、運行事業者とのヒアリング等により協議しながら具体的かつ実行性のある施策内容として計画盛り込めるよう作業を進めている。

振興公社とのヒアリング等による協議を通して、施策の方向性についてズレなどはないと認識している。

また、路線バスと町内路線間の移動促進については、今後会津バスとのヒアリングを行い、計画に盛り込んでいく。

広域路線「JR 只見線」の利便性向上及び広域路線（路線バス）の利便性向上の2施策は、現在策定中の会津圏域地域公共交通計画及び利便増進実施計画との整合性を図りながら、会津美里町としての方向性を盛り込んでいく。

詳細については別紙資料2を参照のこと。

次に資料3会津美里町地域公共交通計画（素案）について説明する。

目次をご覧くださいと、全63ページの構成となっている。

資料2で説明した具体的施策等の内容は、P56以降の内容に盛り込まれる。

現在この部分の記載は、検討するというフレーズが使われる項目が多いが、今後の作業のなかで、この部分をより具体性のある表現へ変えていくこととなる。

今後の策定スケジュールを考えると、11月には素案内容を加筆修正等の作業を詰めていき、次回の会議にお示しし、ご意見を諮りながらパブリックコメントへ向けて準備を進めていく。

(委員)

AI利用は、乗り継ぎより時間重視になっている。現状それを見直すことは難しい。

町のドアツードア方式でのデマンド交通利用は、全国的に珍しく、利便性は高いが、乗り継ぎや乗合の組み合わせは難しい。あいあいタクシーはあくまで行政サービスとして取り組んでいる利便性を図る一方で過剰サービスとなる懸念がある。利用者の需要を行政サービスとしてどれだけ担えるかを組み入れた計画としてほしい。利便性の向上だけがあいあいタクシーの役割ではないと認識している。

乗り継ぎに関しては、これまで振興公社として取り組んできたが、利用者任せになっている部分が多かった。そのため、次の計画において乗継ぎの利便性を向上してもらいたい。

(事務局)

路線バスとデマンド交通が協力して利便性を高めるという考えに基づいて、計画の中の施策に落とし込んでいきたい。

(委員)

路線バス事業者との協議も進めていきたい。

(委員)

お話のとおりである。我々としても計画を進めていくためにもバス事業者との協議を図っていく。

(委員)

様々な交通網がある中で、サービスを連携できる形はいいと思う。

サービスをうまく様々な場面で活用できることは意義があるため、具体的にどういうことができるという事例を示すことが町民の利用促進につながると考えている。以前の公共交通に関するヒアリングにおいて、高校生の通学に関して、町内から会津若松市内の高校への通学手段が、行きは只見線、帰りは本数が少ないのでバス又は保護者の送迎というパターンが多いが、バス運賃が高いため保護者の負担が多い。こうした面についても町からの補助等の検討をいただきたい。

(事務局)

高校生の通学に関して、10月からのバス運賃の値上げにより保護者の負担が増えたという声は聞いている。利用促進の観点から公共交通に対する補助についても検討していきたい。

#### 4 その他

本日の会議出席にかかる報償費を支払う。次回開催日は11月末とし、後日通知する。

#### 5 閉会

以上、会議記録として報告します。